

健保だより

〒485-8550 小牧市東三丁目1番地 ☎0568(77)3514 FAX 0568(77)5382

No.159
2017年 9月

『2016年度の決算がまとまりました』

2016年度の決算は、経常収入31億900万円、経常支出28億円で、経常収支差では3億900万円の黒字を計上することができました。経常黒字とはなりましたが、高齢者医療制度への納付金は前年度に比べて約40%増加し、保険給付費を上回る重い負担となりました。納付金は今後も健保財政を圧迫することが予想され、健保組合をとりまく環境は厳しさを増すものと思われます。皆様には、当健保組合の保健事業を活用して医療費の節減にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

2016年度決算のあらまし(経常収支)

	科目	総額(百万円)
経常収入	保険料収入	3,092
	その他	17
	計	3,109
経常支出	保険給付費	1,296
	法定給付費	1,261
	付加給付費	35
	納付金	1,380
	前期高齢者納付金	722
	後期高齢者支援金	621
	退職者給付拠出金	37
	老人保健拠出金・他	0
	保健事業費	79
	その他	45
	計	2,800
	経常収支差	309

決算の基礎となった数値

被保険者数	5,450人
	男 4,460人 女 990人
平均標準報酬月額	393,237円
	男 423,901円 女 249,666円
総標準賞与額 (年間合計)	7,500,885千円
被扶養者数	5,746人
扶養率	1.05人
前期高齢者加入率	1.15%
保険料率	千分の95.0
事業主	千分の52.9
被保険者	千分の42.1

介護保険第2号 被保険者数(本人+家族)	3,763人
介護保険第2号被保険者たる 被保険者数(本人)	2,557人
平均標準報酬月額	440,507円
総標準賞与額 (年間合計)	4,526,214千円
保険料率	千分の12
事業主	千分の6
被保険者	千分の6



被保険者1人当たりでみる決算(経常収支)



8月
から

70歳以上の方の

高額療養費の 自己負担限度額が 変わりました

窓口で支払う医療費の自己負担額が高額になったときは、負担を軽くするために自己負担限度額を超えた額があとで健保組合から支給されます。これを「高額療養費」といいます。平成29年8月から、70歳以上の方の自己負担限度額が下記のとおり変わりました。



平成29年 7月まで

適用区分	外来 (個人ごと)	自己負担限度額(月額) (世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <44,400円>
一般 (標準報酬月額26万円以下)	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (所得が一定以下)		15,000円

平成29年 8月から

適用区分	外来 (個人ごと)	自己負担限度額(月額) (世帯ごと)
現役並み所得者 (標準報酬月額28万円以上)	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% <44,400円>
一般 (標準報酬月額26万円以下)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯 (所得が一定以下)		15,000円

<>は直近12か月間に同じ世帯で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額

被扶養者の現状確認に ご協力を!



当健保組合では、健康保険の被扶養者になっている方について、現在も被扶養者の要件を満たしているかどうか、年に1回再確認を行っています。被扶養者のいらっしゃる被保険者の方に「現況確認関係書類」をお送りしましたので、必ず「現況確認と被保険者証検認」回答書を提出してください。



添付書類を
お忘れなく!

- 「平成29年度(平成28年分)所得証明書」(原本)
- 「学生証」(コピー) 等

注意

年金収入のある方は、必ず「年金額改定通知書」(コピー)を添付してください。



被扶養者として 認められるための 要件

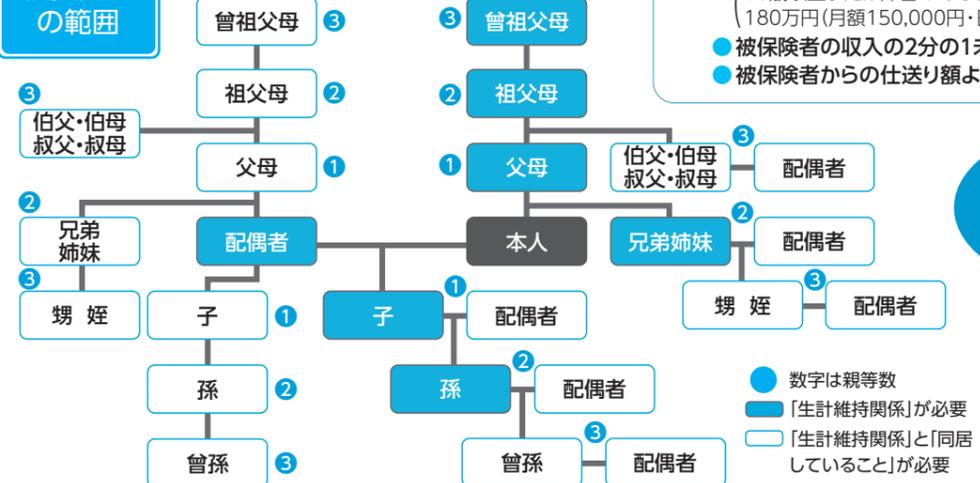
もう一度
確認!

被保険者の収入によって生活していて、被扶養者となる人の今後1年の見込収入*

*被扶養者に該当する時点および認定された日以降の年間見込収入額

- 130万円(月額108,334円・日額3,612円)未満
(60歳以上または障害のある場合は
180万円(月額150,000円・日額5,000円)未満)
- 被保険者の収入の2分の1未満(同居の場合)
- 被保険者からの仕送り額より少ない(別居の場合)

被扶養者の
範囲



税法上の扶養の
考え方とは
異なります



こんなときは被扶養者ではなくなりますので、すみやかに届け出てください

- 就職した
- 結婚し、配偶者の被扶養者になった
- 今後1年の見込収入が基準額(上記参照)を超えた
- 仕送りをやめた、または仕送り額が被扶養者の収入を下回った
- 家族が死亡した
- 家族が75歳になった

夏でも注意!

インフルエンザを 予防しましょう!

インフルエンザの流行のピークは冬ですが、夏でもインフルエンザは発生します。重症化すると肺炎などの合併症を起こすこともあり、注意が必要です。手洗いやうがいなどを習慣にして、インフルエンザを寄せ付けない健康な体を作りましょう。



手洗い

外出から帰ったときや食事の前、トイレの後など、こまめに手を洗いましょう。



うがい

始めに口をゆすいでから、のどの奥まで水を入れて、10秒程度、ガラガラと強くうがいをします。



食事

1日3食、栄養バランスのとれた食事を心がけて。粘膜を正常に保つビタミンA、免疫力を高めるビタミンC・Eを十分にとりましょう。



マスク

使い捨ての不織布製マスクを、鼻・口・あごの周辺にすき間ができないよう密着させます。



歯みがきでインフルエンザも予防!

歯垢や舌の汚れなどの細菌はインフルエンザウイルスが粘膜に進入しやすくする酵素を出すため、口腔内が不潔な状態だとインフルエンザに感染しやすくなります。ていねいな歯みがきを習慣にして、むし歯や歯周病はもちろん、インフルエンザも予防しましょう。



今年も
やります!

つよい子になるぞ!! キャンペーン



家族でかぜ & むし歯予防に取り組みましょう

当健保組合では、今年も小学校3年生以下のお子さまがいるご家庭を対象に「つよい子になるぞ!! キャンペーン」を実施します。

対象となるご家庭には、9月にご案内をお送りします。家族そろって、手洗い・うがい・歯みがきを毎日行い、かぜやむし歯を寄せ付けない元気な毎日を過ごしましょう。



キャンペーン終了後、アンケートハガキをお送りくださったご家庭にはプレゼントを差し上げます。

はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の保険請求は 「かかった後」に健保組合へ!

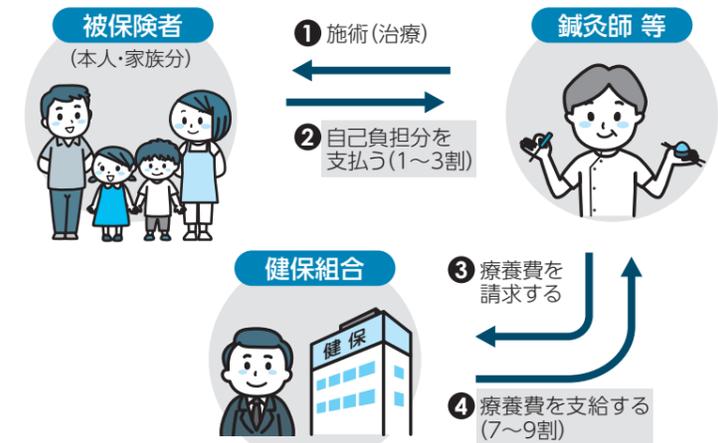
はり・きゅう・あんま・マッサージなどの「療養費」は、これまで、鍼灸師等に受領を委任する「受領委任払い」方式で取り扱っていましたが、8月から、健康保険法の「療養費」の原則に基づき、下記のとおり変更しました。



7月まで

受領委任払い

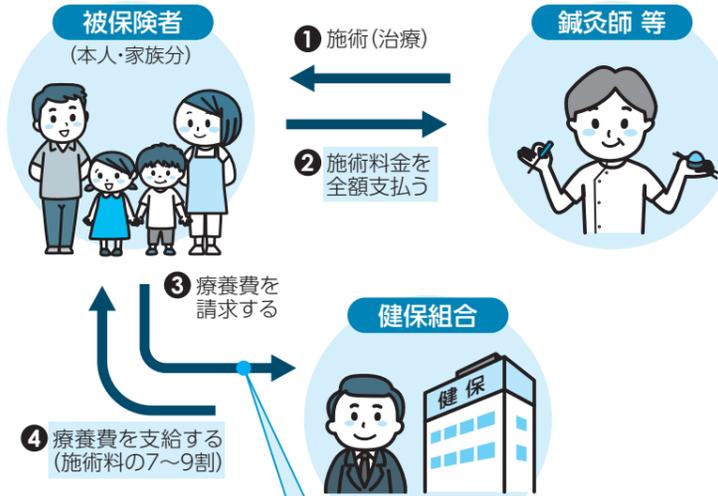
患者は自己負担分のみを支払い、鍼灸師等が患者に代わって(委任を受けて)健保組合に療養費を請求する。



8月から

償還払い

患者は全額を支払い、後日、健保組合に療養費を請求する。



申請に必要な書類

- 1 療養費支給申請書 (健保組合のホームページからダウンロードできます)
- 2 施術内容証明書
- 3 領収書(原本)
- 4 医師の同意書(原本)
初療(初診)施術の場合は、必ず医師の同意書が必要です。なお、施術が長期にわたる場合は、3か月ごとに医師の同意が必要となります。



特定健診の結果、特定保健指導の案内を受け取った方は 特定保健指導を受けましょう

特定保健指導 って何？

特定保健指導とは、特定健診の結果、生活習慣病のリスクがあり、生活習慣の改善が必要と判断された方を対象に実施する保健指導です。リスクの程度によって「積極的支援」と「動機付け支援」の2種類があります。



メタボリックシンドロームに着目した健診を受けます。その結果から、糖尿病や脳卒中、心筋梗塞など生活習慣病のリスクを判断します。

特定健診

内臓脂肪をチェック

- ① 腹囲 ② BMI

リスクの重なりをチェック

- ① 高血糖 ② 高血圧
③ 脂質異常 ④ 喫煙習慣

生活習慣病の**リスクが高い**

生活習慣病の**リスクがある**

積極的支援

初回

医師や保健師、管理栄養士などの専門スタッフから、生活習慣改善に向けて、運動や食事などに関する具体的なアドバイスを受けます。
(個別支援・グループ支援など)

3ヵ月以上の継続的支援を受けます。

個別またはグループ面接、電話、メール、手紙などにより3ヵ月以上の継続的な支援を受けながら、生活習慣の改善に取り組めます。



動機付け支援

6ヵ月間、自分で生活習慣の改善に取り組めます。



6ヵ月後

目標や計画が達成できたかを評価します。



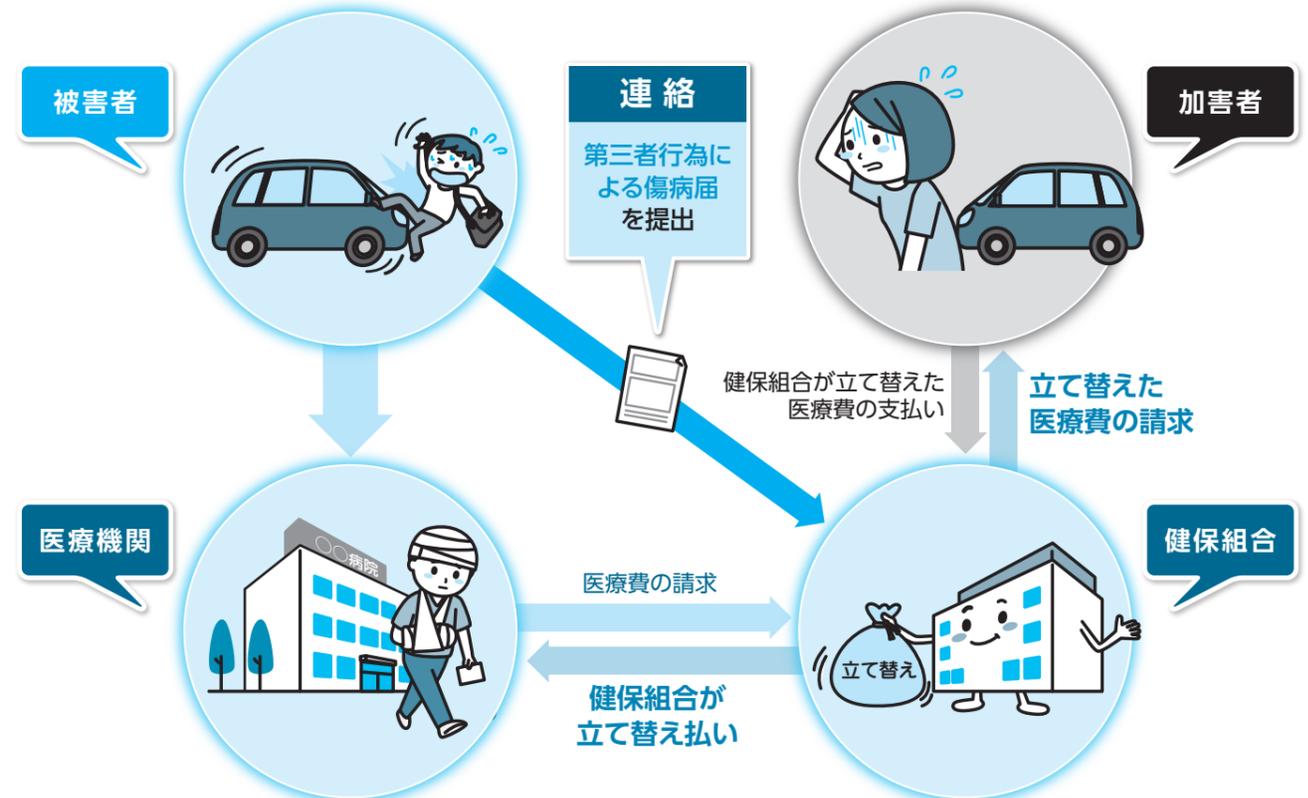
特定保健指導は
生活習慣病を予防する
絶好のチャンス!

ほとんどの生活習慣病は自覚症状がなく、気づいたときには症状が重くなっていることも少なくありません。自覚症状のないうちに特定保健指導を受け、生活習慣の改善に取り組むことで生活習慣病を予防できます。対象となった方はぜひ特定保健指導を受けてください。

必ず当健保組合に届け出を

交通事故などの被害者になり、保険証を使って治療を受けたときは、
できるだけ早く当健保組合に届け出てください。

交通事故など「第三者行為」によってケガをしたときの医療費は、原則として加害者が支払うべきものです。健康保険を使う場合は、**健保組合が一時的に立て替えて支払い、後日、加害者に健保組合が請求することになります。**
そのため、健康保険を使って治療を受けた場合は、すみやかに当健保組合に連絡し、必ず「第三者行為による傷病届」を提出してください。



こんなときも第三者行為による傷病届の提出を



- 他人のペットにかまれた
- 暴力行為によりケガをした
- 工事現場の側を歩いて落下物に当たった
- スキー場で他人がぶつかってきた
- 飲食店で食中毒にあった

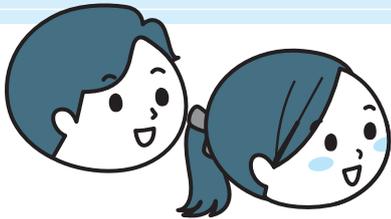


健保組合からの照会にご協力ください

当健保組合では医療機関からの請求書(診療報酬明細書)により、負傷原因が交通事故など第三者行為によるものでないかなどを確認するための調査を実施しています。委託先の株式会社大正オーディットから「負傷原因照会」の調査書がご自宅に届いた場合は、ご協力をお願いします。

人間ドック・脳ドックを受けられた方に 補助を行っています

年に一度は
健康チェック!



当健保組合では、契約医療機関で
人間ドック・脳ドックを受けられた方に、
補助を行っています。ぜひご利用ください。



	人間ドック	脳ドック
対象者	被保険者・被扶養者	40歳以上の被保険者・被扶養者
検査項目	循環器・脂質・肝機能・胃がん検査・ 大腸がん検査 など (医療機関によって異なります) オプション 肺ヘリカルCT	頭部MRI・MRA
個人負担金	日帰り …………… 5,000円 1泊2日 …………… 20,000円	10,000円
申込方法	「人間ドック等受診申込書」を当健保組合に提出してください。(医療機関の予約は当健保組合が行います)	

肺がん検診も追加負担なしで
受けられます!

※個人負担金は、当健保組合にお支払いください(住友理工㈱の方は受診月の翌々月に給与から控除されます)。
※オプション検査は全額自己負担です(肺ヘリカルCTを除く)。

◎人間ドック他各種健診(検診)は、年度内(3月31日まで)1人1回まで

乳がん検診・子宮がん検診 を受けましょう

健保組合が
費用を補助します



- 対象者** 30歳以上(平成30年3月31日時点)の被保険者・被扶養配偶者
- 対象となる検診** 乳がん検診・子宮がん検診(平成29年4月1日～平成30年2月28日に受診)
- 補助の内容** 検診費用の70%(100円未満切捨)
- 申請方法** 検診を受けた後、「婦人科検診補助金支給申請書」に領収書(原本)と検診結果(コピー)を添付して当健保組合に提出してください。